

令和6年度補助事業の概要 (船員災害防止協会)

1. 船員労働安全衛生月間推進事業

国土交通省及び水産庁が主唱する「船員労働安全衛生月間」(毎年9月)において、安全衛生意識の高揚・啓発を図るため、安全標語等(和文・英文)の公募・選定を行い、その実施要綱をまとめた「実施のしおり」(12,600部)を作成し、全国の関係者に配布し周知を図った。

また、各地における「船員災害防止大会」の開催に際しては地方運輸局等と連携し、これら活動状況については協会機関誌及びホームページ等を通じて海運・水産関係者に対して広く周知した。



和文ポスター



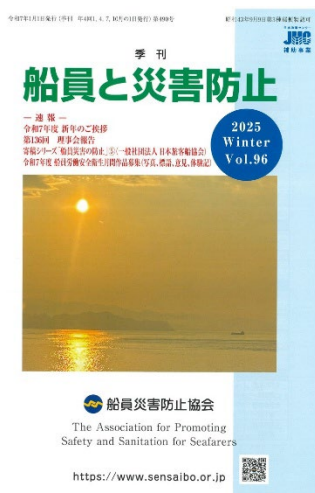
標語ポスター



船員労働安全衛生月間しおり

2. 広報(機関誌・HP)事業

国の船員労働安全衛生施策、協会の事業活動、船員災害防止に関する諸情報等を協会会員及び海事関係者に広く周知し、船員災害防止活動の推進を図るため、機関誌「船員と災害防止」を発行・配付(季刊・計24,150部)した。また、スマートフォンからも閲覧可能なWebサイトを運用し、過去に発行された機関誌もデジタルブック形式で公開(会員限定)した。



機関誌 490号表紙



デジタルブック



協会パンフレット

3. 安全衛生教育・技術指導事業

協会会員及びその船員、安全・衛生担当者を対象とした安全衛生教育の実施及び安全衛生に関する技術指導並びに援助活動として、全国の11支部及び64地区支部において、各地方運輸局等と連携し、各種安全衛生講習(40回)、生存対策講習(9回)、訪船技術指導(559隻)及び本部における相談の受付・指導・助言を実施した。



生存対策講習会

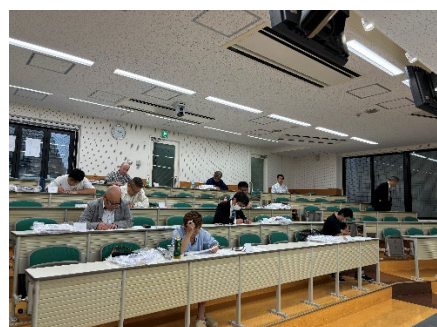


安全衛生講習会

4. 船舶料理士登録試験事業

「船員法」及び「船内における食料の支給を行う者に関する省令」に基づき、船舶料理士資格証明書を取得するために必要な船舶料理士登録試験(学科試験及び実技試験)を実施した。

※ 遠洋または近海を航行区域とする船舶又は第三種の従業制限を有する漁船で、総トン数1000トン以上の船舶のうち、航海中に船員に支給する食料の調理を船内で行う船舶で、船内における調理に関する業務を管理する地位に就く者は、船舶料理士資格証明書を受有している必要がある。



船舶料理士登録試験(学科試験及び実技試験)

5. 船員の衛生問題に関する調査及び啓発事業

国土交通省の第12次船員災害防止基本計画を踏まえ、船員の衛生・健康に関する「高齢化対策」「メンタルヘルス対策」「生活習慣病対策」の3課題について、医師及び事業関係者からなる検討委員会により作成した講習テキストを活用し、講習会等の啓発活動を全国で実施した。令和6年度は「船員のメンタルヘルス確保とハラスメント対策」「高年齢船員の健康確保」「船員の生活習慣病の予防(基礎編及び応用編)」を30箇所で開催し、770名が受講した。



船員の生活習慣病の予防講習(那覇市)